

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う中央区まちづくり基本条例の規定整備について

👉 以下の条例で引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。

○中央区まちづくり基本条例（平成22年3月中央区条例第16号）

内 容

1 趣 旨

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が令和7年10月1日付けで施行されることにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が一部改正されることに伴い、これを引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。

2 規定の整備

○中央区まちづくり基本条例

条 項	変 更 内 容
第7条第2項第3号	・「障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助を行うための施設をいう。）の設置その他の障害者福祉に関すること。」 ↓ ・「障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する共同生活援助を行うための施設をいう。）の設置その他の障害者福祉に関すること。」

3 施行予定日

令和7年10月1日